

# 第35回北斗市農業委員会総会議事録

令和7年1月30日 開催

北斗市農業委員会

招 集 年 月 日	令和7年1月30日					
招 集 場 所	北斗市総合分庁舎 3階 会議室					
委員の出欠状況 (出席 14名) (欠席 0名)	1番	澤 田 亨	出席	8番	落 合 修	出席
	2番	山 本 正 人	出席	9番	吉 田 勝 幸	出席
	3番	齊 藤 介 男	出席	10番	佐々木 敬 子	出席
	4番	笠 原 勝 幸	出席	11番	時 田 孝 喜	出席
	5番	佐々木 秀 樹	出席	12番	加 藤 隆	出席
	6番	岡 村 栄 士	出席	13番	佐々木 勝 利	出席
	7番	中 川 哲	出席	14番	和 田 勝 雄	出席
本会議に職務のため出席した者の職氏名	北斗市農業委員会 事務局長 野 田 広 樹 係 長 大 森 千 里 主 事 東 條 新					

<p>会長提出議案</p>	<p>報告第 1 号 土地の現況証明書（専決事項）の交付について</p> <p>報告第 2 号 農地法第 3 条の規定による届出について</p> <p>報告第 3 号 買受適格証明願いについて</p> <p>報告第 4 号 農地法第 5 条の規定による届出について</p> <p>議案第 1 号 土地の現況証明書の交付について</p> <p>議案第 2 号 農地法第 1 8 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について</p> <p>議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について</p> <p>議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について</p> <p>議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）の決定について</p> <p>議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）の決定について</p> <p>議案第 7 号 農地移動適正化あっせんの申出について</p> <p>議案第 8 号 土地の現況証明調査委員の指名について</p> <p>議案第 9 号 農業委員会の法令順守の申し合わせ決議について</p>
<p>委員提出議案等の標題</p>	

## 第35回北斗市農業委員会総会議事日程

開議 令和7年1月30日 午後2時 5分

- |       |  |         |
|-------|--|---------|
| 日程第1  | 会議録署名委員の指名について                               |         |
| 日程第2  | 会期の決定について                                    |         |
| 日程第3  | 土地の現況証明書（専決事項）の交付について                        | （報告第1号） |
| 日程第4  | 農地法第3条の規定による届出について                           | （報告第2号） |
| 日程第5  | 買受適格証明願いについて                                 | （報告第3号） |
| 日程第6  | 農地法第5条の規定による届出について                           | （報告第4号） |
| 日程第7  | 土地の現況証明書の交付について                              | （議案第1号） |
| 日程第8  | 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について              | （議案第2号） |
| 日程第9  | 農地法第3条の規定による許可申請について                         | （議案第3号） |
| 日程第10 | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について | （議案第4号） |
| 日程第11 | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）の決定について   | （議案第5号） |
| 日程第12 | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）の決定について  | （議案第6号） |
| 日程第13 | 農地移動適正化あっせんの申出について                           | （議案第7号） |
| 日程第14 | 土地の現況証明調査委員の指名について                           | （議案第8号） |
| 日程第15 | 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について                       | （議案第9号） |

### 第35回北斗市農業委員会総会議決結果表

令和7年1月30日

番号	番号 報告・議案	件 名	提出者	議決 結果	備考
1	報告第1号	土地の現況証明書（専決事項）の交付について	会長	報告済	1件
2	報告第2号	農地法第3条の規定による届出について	会長	報告済	7件
3	報告第3号	買受適格証明願いについて	会長	報告済	1件
4	報告第4号	農地法第5条の規定による届出について	会長	報告済	1件
5	議案第1号	土地の現況証明書の交付について	会長	決定	3件
6	議案第2号	農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について	会長	決定	12件
7	議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について	会長	決定	2件
8	議案第4号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について	会長	決定	6件
9	議案第5号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）の決定について	会長	決定	29件
10	議案第6号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）の決定について	会長	決定	11件
11	議案第7号	農地移動適正化あっせんの申出について	会長	決定	2件
12	議案第8号	土地の現況証明調査委員の指名について	会長	決定	—
13	議案第9号	農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について	会長	決定	—

### 第35回北斗市農業委員会総会

(午後 2時 5分 開会)

<p>(開会宣言) 和田会長</p>	<p>皆さんどうもお疲れ様でございます。本来であれば、2時30分からの開始という事ですけど、時間が早いですが総会を進めさせていただきます。残すところ、あと3ヶ月となり、今日も局長の方から話があったとおり、農業委員に出る人が少ないのではなかろうかと心配したところですが、予想以上に多くの応募があり、びっくりしているところであり、大変良い事だと思います。そんな事で残り1・2・3月と3ヶ月ですが、皆さん頑張ってご尽力下さいますようよろしくお願いします。</p> <p>年まえは、わたくしが健康を崩して入院しまして、皆さんにご迷惑をかけて申し訳ないと思います。わたくしの体が、ちょうど淡路・阪神大震災の年に体調を壊して手術し、また、この年はオウムの下鉄のサリン事件など物凄い事件がありました。自分の体の方もタイムリミットに近づきつつあるという事で、わたくしは今回の春で辞めますけども、自分にとって丁度良い時期かなと思います。残って、農業委員に出る方は、ひとつ頑張ってやっていただきたいと思っています。</p> <p>本日の総会は、報告4件、議案9件であります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>本日の委員の動向をお知らせいたします。</p> <p>本日は、全員の委員が出席しております。</p> <p>北斗市農業委員会会議規則第7条では、「会長は、会議の議長となり議事を整理する」こととなっておりますので、この後の議事については和田会長が進行いたします。よろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、早速、会議を始めさせていただきます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に印刷配布のとおりであります。</p> <p>直ちに日程に入ります。</p>
<p>日程第1 議長</p>	<p>日程第1 本日の会議録署名委員を指名いたします。</p> <p>議席番号4番 笠原 勝幸 委員、議席番号5番 佐々木 秀樹 委員の両名を指名いたします。</p>
<p>日程第2 議長</p>	<p>日程第2 会期の決定についてお諮りいたします。</p> <p>本総会の会期は、本日1日と決定することに、御異議ありませんか。</p>

議 長	<p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>御異議なしと認め、本総会は本日1日と決定いたしました。</p>
<p>日程第3</p> <p>議 長</p>	<p>日程第3 報告第1号「土地の現況証明書(専決事項)の交付について」を議題といたします。</p> <p>番号1を上程いたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p>
議 長	<p>(事務局：朗読)</p> <p>事務局長より説明があります。</p>
<p>事務局長</p>	<p>ご説明いたします。</p> <p>番号1につきましては、老人ホームいなほより南西側の土地でございます。地目変更をするため、現況証明願いが出されたものでございます。</p> <p>願い出のあったこの土地は、平成23年5月17日付、北農委第22号で農地法第4条の許可(農家住宅)として許可されており、現況も宅地として使用されています。</p> <p>これらの願い出につきましては、北斗市農業委員会事務専決規程に基づき専決処分しましたことをご報告するものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>御異議がありませんので、本件は報告済みといたします。</p>
<p>日程第4</p> <p>議 長</p>	<p>日程第4 報告第2号「農地法第3条の規定による届出について」を議題といたします。</p> <p>番号1から番号7までを一括上程いたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p>
議 長	<p>(事務局：朗読)</p> <p>事務局長より説明があります。</p>

<p>事務局長</p>	<p>ご説明いたします。</p> <p>農地法第3条の3第1項の規定によりまして、農地又は採草放牧地について、相続等により権利を取得した者は農業委員会に届け出る事となっております。</p> <p>番号1につきましては、新函館農業協同組合本店より南側の市街化農地及び老人ホームいなほより西側の農地でございます。番号2につきましては、南大野会館より北西側・北側・東側、八郎沼公園より南側、文月地藏堂より東側の農地でございます。番号3につきましては、久根別体育センターより西側の市街化農地でございます。この後の議案第1号、土地の現況証明書の交付において、議案ご審議をいただく予定となっております。番号4につきましては、文月・山の神神社より西側の農地でございます。番号5につきましては、大野中学校より北側の農地でございます。番号6につきましては、南大野会館より北側の農地でございます。番号7につきましては、清川自治会館より南側及び東側の農地でございます。</p> <p>これらの届け出につきましては、北斗市農業委員会事務専決規程に基づき専決処分しましたことをご報告するものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます</p>
<p>議 長</p>	<p>朗読が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>御異議がありませんので、本件は報告済みといたします。</p>
<p>日程第5 日程第6 議 長</p>	<p>日程第5 報告第3号「買受適格証明願について」と、関連いたしますので、日程第6 報告第4号「農地法第5条の規定による届出について」を議題といたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>次の番号1の案件につきましては、10番 佐々木 敬子 委員が北斗市農業委員会会議規則第25条の規定により、「議事参与の制限」の対象となりますので、退席を求めます。</p> <p>(佐々木 敬子 委員：退席)</p>
<p>議 長</p>	<p>番号1を上程いたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局長より説明があります。</p>

<p>事務局長</p>	<p>ご説明いたします。</p> <p>最初に報告第3号の「買受適格証明願」についてですが、農地または採草放牧地についての競売または公売に参加するためには、その所在地の農業委員会の買受適格証明を添付する必要があります。この買受適格証明の審査につきましては農地法第3条の手続きに準じて行うこととされております。今回、申請のありました土地は、創価学会道南文化会館より東側の市街化農地でございます。北斗市内において建設業を営んでいる法人が競売に参加するため、申請されたものでございます。</p> <p>これに関連いたしまして、報告第4号「農地法第5条の規定による届出」につきまして、市街化区域内にある農地を農地以外のものにする場合は、農地法第5条第1項第6号の規定により、農業委員会に届け出る事となっております。本件に関しましては、先に申請を行っている法人が資材置場及び駐車場として利用するため、転用の届出がなされたものであります。なお、提出された関係書類で配置並びに資材置場・駐車場などの面積等の計画を確認いたしましたが、必要最低限の転用面積となっているものと考えております。</p> <p>本件につきましては、北斗市農業委員会事務専決規程に基づき専決処分しましたことをご報告するものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、報告第3号について、委員のご意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>御異議がありませんので、本件は報告済みといたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、報告第4号について、委員のご意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>御異議がありませんので、本件は報告済みといたします。</p> <p>(佐々木 敬子 委員：復席)</p>
<p>日程第7 議 長</p>	<p>日程第7 議案第1号「土地の現況証明書の交付について」を議題といたします。</p> <p>番号1から番号3までを一括上程いたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p>

	(事務局：朗読)
議 長	朗読が終わりましたので、調査委員を代表いたしまして、吉田勝幸委員より報告をお願いいたします。
吉田 勝幸 委員	(吉田 勝幸 委員：報告)
議 長	報告が終わりましたので、委員のご意見を頂戴いたします。  (「異議なし」の声あり)
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。
日程第 8 議 長	日程第 8 議案第 2 号「農地法第 1 8 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。 番号 1 から番号 1 0 までを上程いたします。 事務局に朗読させます。
	(事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	ご説明いたします。 本件に関しましては、合意による解約が引き渡し期限の 6 カ月以内に行われていることが要件となっております。解約合意と引き渡しが同日で行われ、通知されておりますので問題ないと考えられます。 番号 1 につきましては、耕作不便のため、借主の都合により解約となっております。この後の議案第 7 号 (あっせん申出) において、ご審議いただく予定となっております。番号 2 につきましては、貸主が第三者への賃貸借するため、貸主の都合により解約となっております。この後の議案第 5 号 (賃貸借の決定) において、ご審議いただく予定となっております。番号 3 につきましては、貸主が自己で耕作を行うため、貸主の都合により解約となっております。番号 4 につきましては、貸主が第三者への貸借するため、貸主の都合により解約となっております。この後の議案第 6 号 (使用貸借の決定) において、ご審議いただく予定となっております。なお、番号 2 から番号 4 につきましては、開発 2 地区 ほ場整備事業に伴う解約となっております。番号 5 につきましては、貸主が第三者への賃貸借するため、貸主の都合により解約となっております。この後の議案

<p>事務局長</p>	<p>第5号（賃貸借の決定）において、ご審議いただく予定となっております。番号6につきましては、耕作不便のため、借主の都合により解約となっております。番号7につきましては、貸主が第三者への賃貸借するため、貸主の都合により解約となっております。この後の議案第5号（賃貸借の決定）において、ご審議いただく予定となっております。番号8から番号10につきましては、借主が経営移譲を行い、後継者へ契約を変更するため、借主の都合により解約となっております。この後の議案第5号（賃貸借の決定）において、ご審議いただく予定となっております。</p> <p>説明は、以上でございます。よろしく御審議願います。</p>
<p>議 長</p>	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p>
<p>議 長</p>	<p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>次の番号11の案件につきましては、12番 加藤 隆 委員が北斗市農業委員会会議規則第25条の規定により、「議事参与の制限」の対象となりますので退席を求めます。</p> <p>（加藤 隆 委員：退席）</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、番号11を上程いたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p> <p>（事務局：朗読）</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局長より説明があります。</p>
<p>事務局長</p>	<p>ご説明いたします。</p> <p>番号11につきましては、貸主が自己で耕作を行うため、貸主の都合により解約となっております。なお、本件は、開発2地区ほ場整備事業に伴う解約となっております。</p> <p>説明は、以上でございます。よろしく御審議願います。</p>
<p>議 長</p>	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p>

議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。  (加藤 隆 委員：復席)
議 長	次の番号 1 2 の案件につきましては、1 番 澤田 亨 委員が北斗市農業委員会会議規則第 2 5 条の規定により、「議事参与の制限」の対象となりますので退席を求めます。  (澤田 亨 委員：退席)
議 長	それでは、番号 1 2 を上程いたします。 事務局に朗読させます。  (事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	ご説明いたします。 番号 1 2 につきましては、貸主が第三者への貸借するため、貸主の都合により解約となっております。この後の議案第 6 号 (使用貸借の決定) において、ご審議いただく予定となっております。なお、本件は、開発 2 地区 ほ場整備事業に伴う解約となっております。 説明は、以上でございます。よろしく御審議願います。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。  (「異議なし」の声あり)
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。  (澤田 亨 委員：復席)
日程第 9 議 長	日程第 9 議案第 3 号「農地法第 3 の規定による許可申請について」を議題といたします。 番号 1 から番号 2 までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。  (事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。

<p>事務局長</p>	<p>ご説明いたします。</p> <p>番号1につきましては、日本機設株式会社上磯工場より北側及び清川自治会館より東側の農地でございます。高齢のため、経営主の息子へ贈与を行い、引き続き農業経営を行なうものでございます。番号2につきましては、老人ホームつれづれの郷より東側及び最尊寺より南側・東側の農地でございます。経営移譲のため、後継者に11年の期間を設定し、使用貸借を行うものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。</p>
<p>議 長</p>	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>日程第10 議 長</p>	<p>日程第10 議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について」を議題といたします。</p> <p>番号1から番号5までを一括上程いたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局長より説明があります。</p>
<p>事務局長</p>	<p>ご説明いたします。</p> <p>番号1につきましては、新函館農業協同組合種子センターより北東側の農地でございます。労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ売買するものでございます。番号2につきましては、千代田郵便局より西側及び創価学会道南文化会館より西側の農地でございます。令和6年1月から賃貸借で耕作を行っている法人へ売買するものでございます。番号3につきましては、旧美ヶ丘敬楽荘より北東側の農地でございます。労働力不足のため、近隣で耕作を行っている、経営規模拡大を図ろうとする方へ売買するものでございます。番号4につきましては、北斗市火葬場より南東側の農地でございます。令和6年4月から使用貸借で耕作を行っている法人へ売買するものでございます。番号5につきましては、北海道放送株式会社ラジオ送信所より南西側の農地でございます。令和3年2月より賃貸借で耕作を行っている方へ売買するものです。</p> <p>説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。</p>

議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p>
議 長	<p>次の番号6の案件につきましては、1番 澤田 亨 委員が北斗市農業委員会会議規則第25条の規定により、「議事参与の制限」の対象となりますので退席を求めます。</p> <p>(澤田 亨 委員：退席)</p>
議 長	<p>それでは、番号6を上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長	<p>事務局長より説明があります。</p>
事務局長	<p>ご説明いたします。 番号6につきましては、北海道放送株式会社ラジオ送信所より南西側の農地でございまして、労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ売買するものです。 説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。</p>
議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p> <p>(澤田 亨 委員：復席)</p>
日程第11 議 長	<p>日程第11議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）の決定について」を議題といたします。 番号1から番号28までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。</p>

	(事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	<p>ご説明いたします。</p> <p>番号1につきましては、新函館北斗駅より南東側の農地でございます。労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ5年の期間を設定し賃貸借を行なうものでございます。番号2につきましては、稲里会館より北東側の農地でございます。労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ5年の期間を設定し賃貸借を行なうものでございます。番号3から番号5につきましては、中央開発会館より東側の農地でございます。開発2地区 ほ場整備事業に伴う賃貸借で、10年の期間を設定し賃貸借を行なうものでございます。番号6につきましては、渡島総合振興局大野監督員詰所より東側の農地でございます。労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする法人へ3年の期間を設定し賃貸借を行なうものでございます。番号7につきましては、大野幼稚園より南東側の農地でございます。労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ5年の期間を設定し賃貸借を行なうものでございます。番号8から番号10につきましては、島川小学校より東側、老人ホームつれづれの郷より北側及び北東側、北海道放送株式会社ラジオ送信所より北西側の農地でございます。経営移譲に伴い、議案第2号「農地法第18条の規定による合意解約通知」において決定がなされました解約について、後継者が新たに5年の期間を設定し賃貸借を行なうものでございます。賃貸借を行うものでございます。番号11につきましては、駒井生コンより南東側の農地でございます。労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ2年の期間を設定し賃貸借を行なうものでございます。番号12から番号28までにつきましては、継続して賃貸借を行うものでございますので、説明は省略させていただきます。</p> <p>説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。</p>
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。
	(齊藤 介男委員：挙手)
議 長	3番 齊藤委員
齊藤 介男 委員	参考までにですが、11番の <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">個人名</span> は、この辺りでだいぶ面積を耕作しているのですか。

事務局長	お答えいたします。[個人名]につきましては、田のみの耕作で自作で7町3反、借り入れが3町弱で合計約10町歩位の経営面積となります。[個人名]と経営が一緒の方になります。
齊藤 介男 委員	この、[地番]の隣接地で耕作しているのですか。
事務局長	この対象地の周りの[地番]とか[地番]なども耕作しており、一体で耕作するため、この度賃貸借を行うものです。
齊藤 介男 委員	ありがとうございます。わかりました。
議 長	他にございませんか、  (時田 孝喜委員：挙手)
議 長	11番 時田委員
時田 孝喜 委員	3番の[個人名]件ですが、賃料が10a当たり[金額]円となっていますが、ハウスの賃料も込みの[金額]円だとおもうのですが、これは、土地代と分けることができないのか。 これは、土地代の賃借料なので、議案の賃料には施設は別にして、土地代だけ載せてほしいのですが。
事務局	土地の賃借料は、10a [金額]円です。
事務局長	次回からは、賃借料は土地のみとし、備考欄に施設代金等を掲載し、分けて記載するようにいたします。
時田 孝喜 委員	そのようにお願いします。
議 長	他にございませんか、なければ、本件は原案のとおり決定いたします。
議 長	次の番号29の案件につきましては、7番 中川 哲 委員が北斗市農業委員会会議規則第25条の規定により、「議事参与の制限」の対象となりますので退席を求めます。  (中川 哲 委員：退席)

議 長	それでは、番号 29 を上程いたします。
議 長	事務局に朗読させます。  (事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	ご説明いたします。 番号 29 につきましては、一本木会館より東側の農地でございます。労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ 3 年間の期間を設定し、賃貸借を行うものでございます。 説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。  (「異議なし」の声あり)
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。  (中川 哲 委員：復席)
日程第 12 議 長	日程第 12 議案第 6 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）の決定について」を議題といたします。 番号 1 から番号 7 までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。  (事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります
事務局長	ご説明いたします。 番号 1 につきましては、南大野会館より南側の農地でございます。労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ、年間の期間を設定し使用貸借を行うものでございます。番号 2 及び番号 3 につきましては、中央開発会館より東側及び東開発会館より北側の農地でございます。開発 2 地区 ほ場整備事業に伴う使用貸借で、10 年の期間を設定し、使用貸借を行なうもの

事務局長	<p>でございます。番号4から番号7までにつきましては、継続して使用貸借を行うものでございますので、説明は省略させていただきます。 説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。</p>
議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p>
議 長	<p>次の番号8から番号9の案件につきましては、1番 澤田 亨 委員が北斗市農業委員会会議規則第25条の規定により、「議事参与の制限」の対象となりますので退席を求めます。</p> <p>(澤田 亨 委員：退席)</p>
議 長	<p>それでは、番号8から9を一括上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長	<p>事務局長より説明があります。</p>
事務局長	<p>ご説明いたします。 番号8から番号9につきましては、藤崎整形外科より東側及び北斗市農業振興センターより北東側の農地でございます。開発2地区 ほ場整備事業に伴う使用貸借で、10年の期間を設定し、使用貸借を行なうものでございます。 説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。</p>
議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p> <p>(澤田 亨 委員：復席)</p>
議 長	<p>次の番号10から番号11の案件につきましては、12番 加藤 隆 委員が北斗市農業委員会会議規則第25条の規定により、「議事</p>

議 長	<p>参与の制限」の対象となりますので退席を求めます。</p> <p>(加藤 隆 委員：退席)</p>
議 長	<p>それでは、番号10から11を一括上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長	<p>事務局長より説明があります。</p>
事務局長	<p>ご説明いたします。</p> <p>番号10から番号11につきましては、新函館農業協同組合種子センターより東側・南側及び東開発会館より南側の農地でございます。開発2地区 ほ場整備事業に伴う使用貸借で、10年の期間を設定し、使用貸借を行なうものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。</p>
議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p> <p>(加藤 隆 委員：復席)</p>
日程第13 議 長	<p>日程第13 議案第7号「農地移動適正化あっせんの申出について」を議題といたします。</p> <p>番号1から番号3までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長	<p>朗読が終わりましたので、あっせん委員を指名いたします。</p> <p>番号1につきましては、議席番号8番 落合 修 委員、議席番号13番 佐々木 勝利 委員、補助委員として大山 正志 推進委員を、番号2につきましては、議席番号10番 佐々木 敬子 委員、議席番号11番 時田 孝喜 委員、補助委員として鹿角 昭夫 推進委員を指名することに御異議ありませんか。</p>

	(落合 修 委員：挙手)
議 長	8 番 落合 修 委員
落合 修 委員	2 番の場所を見ると、ここは袋地ではないのか。
事務局長	ご説明いたします。 道路側の土地も同一所有者の宅地となっておりまして、袋地では ございません。
議 長	よろしいですか。
	(「異議なし」の声あり)
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。 あっせん委員に指名された方は、よろしく願いいたします。
日程第 1 4 議 長	日程第 1 4 議案第 8 号「土地の現況証明調査委員の指名につい て」を議題といたします。 事務局に朗読させます。
	(事務局：朗読)
議 長	朗読が終わりましたので、調査委員を指名いたします。 議席番号 1 番 澤田 亨 委員、議席番号 3 番 齊藤 介男 委 員、議席番号 8 落合 修 委員、議席番号 1 1 時田 孝喜 委員 の、以上 4 名を指名することに御異議ありませんか。
	(「異議なし」の声あり)
議 長	御異議なしと認め、本件は指名のとおり決定いたします。 調査委員に指名された方は、よろしく願いいたします。
日程第 1 5 議 長	日程第 1 5 議案第 9 号「農業委員会の法令順守の申し合わせ決 議について」を議題といたします。 事務局に朗読させます。
	(事務局：朗読)

<p>議 長</p> <p>事務局長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>落合 修 委員</p> <p>事務局長</p> <p>落合 修 委員</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>事務局長より説明があります。</p> <p>ご説明いたします。</p> <p>本件に関しましては、令和元年10月に奈良県や大分県内の町において農業委員会に関する不祥事が連続して発生したことから、同年12月に農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていただきたい旨の通知が北海道農業会議より出され、令和元年1月総会において法令遵守の申し合わせ決議案を提出し可決しております。</p> <p>なお、その通知には、次年度以降も同様の取り組みを行っていただきたいと依頼されていることから、今回改めて決議案を提出するものでございます。</p> <p>委員の皆様には、これまでと同様に、公正・公平な職務の遂行に向けた綱紀の保持徹底をお願いするものでございます。</p> <p>以上、よろしくご審議願います。</p> <p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(落合 修 委員：挙手)</p> <p>8番 落合 修 委員</p> <p>いま、事務局長から説明のあった不祥事で、どうゆう不祥事があったのか、実例を1件説明してもらえますか。</p> <p>ご説明いたします。</p> <p>農地転用におきまして、本来は農地転用することができない案件に対し許可行為に対する便宜を図ったものと聞いております。</p> <p>わかりました。</p> <p>他にございませんか。なければ本件は原案のとおり決定いたします。</p> <p>以上で、本日の全日程を終了いたしました。</p> <p>これをもちまして、第35回北斗市農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>御苦労様でございました。</p>
--	--

(午後 3 時 4 5 分 閉会)

会 長 和 田 勝 雄

署名委員 笠 原 勝 幸

署名委員 佐々木 秀 樹